

東海第二発電所 新規制基準適合性に係る隣接事業所敷地管理等の  
対応状況について

1. 経 緯

東海第二発電所の新規制基準適合性に係る隣接事業所の敷地管理等の対応内容について、当社は10月17日の審査会合で説明を行い、今後、年内目途で相手先と敷地管理等の合意内容に係る文書の取り交わしを行う方針を示している。

2. 折衝の状況

上記について、審査会合以前より隣接事業所との折衝を開始しており、これまでに当社より対応内容の説明を行った上で、以下の①～④について合意文書案を提案している。現在は、合意文書案の内容に対する先方からのコメントの反映を行っている状況である。

- ① 森林火災による防潮堤の熱影響防護等のための植生管理  
(隣接事業所敷地の一部に対する植生管理)
- ② 竜巻による飛来物発生防止のための車両等の配置禁止措置  
(隣接事業所敷地の一部に対する車両等の配置を禁止する措置)
- ③ 津波による漂流物評価のための仮設物等の情報入手  
(隣接事業所敷地内の工事・作業等の情報提供)
- ④ 重大事故等発生時の災害対策要員の参集ルートの運用  
(隣接事業所敷地内の緊急時の通行・障害物の撤去)

また、以下の⑤については、これまでに相手先の合意が得られており、設置変更許可申請書に東海第二発電所の敷地として記載し施設等の設置のために隣接事業所敷地を利用することについて、両者で覚書を交わす手続きを実施中である。

- ⑤ 可搬型重大事故等対処設備保管場所等の各施設等の設置・利用  
(隣接事業所敷地を当社の土地として権利を得て、各施設等を設置、利用)

3. 今後の対応

合意文書案について調整を進め、相手先の合意を得て文書の取り交わしを行う。その結果について再度説明を行うこととしたい。相手先があることから合意の時期を確約することは難しいが、できる限り迅速な対応を図ることで進めている。

以 上